

別表十四の二

「26」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書

連 結 事 業 年 度	法人名
-------------	-----

一 般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額	支 出 した 寄 附 金 の 指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (25 の 計)	1	円	特 定 公 益 増 進 法 人 等 対 する 寄 附 金 限 度 額 の 特 別 計 算 に 損 算	寄 附 金 支 出 前 連 結 所 得 金 額 の $\frac{6.25}{100}$ 相 当 額	14	円	
	特 定 公 益 増 進 法 人 等 対 する 寄 附 金 額 (26 の 計)	2			$(8) \times \frac{6.25}{100}$			
	そ の 他 の 寄 附 金 額	3			連 結 親 法 人 の 期 末 の 連 結 個 別 資 本 金 等 の 額 の 月 数 換 算 額 の $\frac{3.75}{1,000}$ 相 当 額		15	
	計 (1) + (2) + (3)	4			$(11) \times \frac{3.75}{1,000}$			
	完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 対 する 寄 附 金 額	5			特 定 公 益 増 進 法 人 等 対 する 寄 附 金 の 特 別 損 金 算 入 限 度 額		16	
	計 (4) + (5)	6			特 定 公 益 増 進 法 人 等 対 する 寄 附 金 の 損 金 算 入 額 ((2) と ((14) 又 は ((16)) の うち 少 不 い 金 額)		17	
	連 結 所 得 金 額 仮 計 (別 表 四 の 二 「33 の ①」 + 「34 の ①」)	7			指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (1)		18	
	「26」欄 支 出 前 連 結 所 得 金 額 (6) + (7)	8			国 外 関 連 者 対 する 寄 附 金 額		19	

認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例(認定特定非営利活動法人等に対して寄附金を支出した場合)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の96第1項」※1※2

② 「区分番号」欄：「10381」※1又は「10407」※2

③ 「適用額」欄：「26」欄の金額のうち「寄附先又は受託者」欄に、認定特定非営利活動法人※1又は特例認定特定非営利活動法人※2が記載されているものの合計額

※1 第68条の96第1項(区分番号：「10381」)  
認定特定非営利活動法人に対する寄附金の場合

※2 第68条の96第1項(区分番号：「10407」)  
特例認定特定非営利活動法人に対する寄附金の場合

計			
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細			
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の用途又は認定特定公益信託の名称
			寄附金額又は支出金額 26
計			

その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細			
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称
			支出金額

個 別 帰 属 額 の 計 算							
連 結 法 人 名							
当 該 連 結 法 人 が 支 出 した 寄 附 金	指 定 寄 附 金 等 の 金 額	27	円	(17) の うち 当 該 連 結 法 人 が 支 出 した 特 定 公 益 増 進 法 人 等 対 する 寄 附 金 額 に 係 る 部 分 に 相 当 する 金 額	34	円	
	特 定 公 益 増 進 法 人 等 対 する 寄 附 金 額	28					$(17) \times \frac{(28)}{(2)}$
	そ の 他 の 寄 附 金 額	29					損 金 不 算 入 額 (21) の うち 当 該 連 結 法 人 に 帰 せ ら れ る 金 額
	計 (27) + (28) + (29)	30					$(21) \times \frac{(32) - (27) - (34)}{(20) - (17) - (18)}$
	国 外 関 連 者 対 する 寄 附 金 額	31					個 別 帰 属 額 (31) + (33) + (35)
	(30) の 寄 附 金 額 の うち 同 上 の 寄 附 金 以 外 の 寄 附 金 額 (30) - (31)	32					
完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 対 する 寄 附 金 額	33						

別表十四の二 令三・四・一 以後終了連結事業年度分